

2025 年 9 月 17 日

株式会社ドコモ・ファイナンス

カードローン会員規約の改定について

当社は、カードローン会員規約の一部を改定いたしますのでお知らせいたします。

1. 改定日：2025 年 10 月 2 日

2. 改定理由

当社の増枠に関する運用変更のため

3. 対象商品

全てのカードローン商品

ただし、下記商品を除きます。

① 融資が 1 回のみである完済型の商品

<商品の例>

- ・ d スマホローンおまとめ
- ・ おまとめローン（旧 ORIX MONEY おまとめローンを含む）
- ・ d スマホローン BUSINESS（完済型）

② 保証会社の保証が付いている商品

③ VIP ローンカード Ponta コース for ローソン銀行

4. 改定する条文（改定内容）

下表：赤文字下線部＝改定される部分

- ・ 条番号・項番号は、商品により異なる場合があるため一部記載を省略させていただいております。
下表の括弧書きの部分が該当する条文の条見出しとなります。
- ・ 一部商品（主に販売を終了している商品）の会員規約におきましては、改定前の規約文言（改定の対象となる条文の条見出しを含みます。）が下表と異なる場合がございますが、同趣旨の規定に関しては、それらにつきましても本件改定により改定後の対象規定が優先して適用されます。
- ・ 改定の対象となる条文におきまして、商品によっては下表にてご案内する改定内容とは直接には関連しない記載が含まれている場合がございますが、当該記載は本件改定後も引き続き有効に維持されます（下表の「改定前」欄に記載のない部分は、削除、変更されることなく今後も有効に適用されます）。

上記につき予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

【一般条項】

改定前	改定後	備考
(契約枠（コース）と利用可能枠） (略) 5. 契約枠（コース）は、会員が要請しかつ当社がこれを承認した場合に<u>限り</u>増枠できるものとします。また、利用可能枠については、当社所定の条件に該当した場合に増枠できるものとします。 <u>6. 融資契約残高が契約枠（コース）または利用可能枠を上回った場合、その超過分についても本規約が適用されます。</u>	(契約枠（コース）と利用可能枠） (略) 5. 契約枠（コース）は、会員が要請しかつ当社がこれを承認した場合に増枠できるものとします。また、利用可能枠については、当社所定の条件に該当した場合に増枠できるものとします。 <u>6. 前項にかかわらず、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により契約枠（コース）を増枠できるものとします。ただし、下記の場合については増枠を行わないものとします。</u> <u>(1) 会員から増枠を希望しない旨の申し出があった場合。</u> <u>(2) 会員の毎月返済額が契約枠（コース）に応じて変動する返済方式（元利込定額返済方式）の場合。</u> <u>7. 融資契約残高が契約枠（コース）または利用可能枠を上回った場合、その超過分についても本規約が適用されます。</u>	

以 上

<本件に関するお問合せ窓口>
 株式会社ドコモ・ファイナンス
 TEL. 0120-68-7000（フリーダイヤル）
 受付時間：9:00～18:00（1月1日を除く）